

実務対応報告公開草案第61号

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」

へのコメント

2021年6月11日

経団連 経済基盤本部

【総論】

連結納税制度からグループ通算制度に移っても、制度の効果は変わらないため、基本的な考え方として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することに賛同する。とりわけ、質問6において、連帯納付義務に関する注記を要しないこととした点については妥当と考える。

そのうえで、追加の要望は【各論】のとおり。

【各論】

質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント1】

- ✓ 通算税効果額の計算方法について、国税庁としては、合理的に計算すればよいとの考え方であり、国税庁HPでは、その代表的な計算例として2例が示されている（国税庁「グループ通算税制に関するQ&A」の問50のケース1・2：https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/50.htm）。
- ✓ 国税庁の考え方を踏まえ、通算税効果額を合理的に計算している限りは、会計上も妥当なものとして認められると考えるが、そのような理解でよいことを確認したい。
- ✓ 例えば、研究開発税制を適用した際に、試験研究費を計上した法人が赤字法人で控除税額が配分される黒字法人と食い違う場合に、通算グループ全体の税額控除額を各通算法人の試験研究費の額で案分した金額と各通算法人の税額控除額との差額を通算税効果額の精算対象とする方法（上記の国税庁Q&Aの問50ケース1で示された方法）は合理的と考えるが、そのような理解でよいことを確認したい。

【コメント2】

- ✓ 「繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示」を定めている26～27項は、個別財務諸表と連結財務諸表の表示を分けて規定している。「法人税及び地方法人税に関する表示」を規定する24項・25項についても、個別財務諸表についての規定か連結財務諸表についての規定かを明確にされたい（25項は、通算税効果額についての規定であり、個別財務諸表について適用されると考える。規定上も個別財務諸表についての規定であることを明確に示すべきである）。

以 上